



○地区割日程表

とき	地区割
2月17日(金)	大総地区・東陽地区
2月20日(月)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月21日(火)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月22日(水)	上堺地区・白浜地区
2月23日(木)	大総地区・東陽地区
2月24日(金)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月27日(月)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月28日(火)	上堺地区・白浜地区

※都合の悪い方は、他の日でも相談できます。

持参するもの

※支払報告書：給与や年金等の支払者が前年中の支払金額等を、支払いを受けた方の居住する市町村に報告する書類

・印かん

・事業所得(営業・農業等)の方は、収支内訳明細書など収入・支出のわかる書類

・給与所得者や年金受給者は源泉徴収票

・所得控除に必要な書類(医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの領収書または証明書)

・マイナンバーに係る本人確認書類(下段「本人確認書類の例」を参照)

※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構や各年金基金発行の控除証明書の添付が必要です。

※還付申告される方は、申告者本人名義の預貯金口座のわかるものをお持ちください。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です

◎平成28年分から所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

◎税務署では本人確認を行いますので、申告書を出す際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ「番号確認及び身元確認書類」

②通知カードなど「番号確認書類」+運転免許証など「身元確認書類」

※郵送にて申告書を提出する場合は、①または②の写しを添付してください。

(①の写しを添付する際は、表面と裏面の写しが必要です)

※e-Taxで送信する場合合は不要です

※マイナンバーについて、ご不明な点は税務課課税班までご連絡ください。

申告をしなかったら

税の申告は、国民健康保険料や介護保険料の算定資料や福祉、医療・教育資金などの給付や保育料などの判定基準にもなっています。申告期限までに申告しなかった場合、国民健康保険料や介護保険料が正しく算定されなかったり、各種申請手続きに必要な所得証明書等が発行できなくなりますので、期限内に必ず申告してください。

事業等による所得のある方の申告相談には

平成26年1月以降、事業所得、農業所得、不動産所得等を生ずべき業務を行っている全ての方(事業規模の大小にかかわらず)に、記帳及び帳簿等の保存が義務付けられました。

日ごろから記帳し続けることで、確定申告書の作成も容易になります。収支内訳書の作成の相談を希望する方は、帳簿等と前年の申告書の控えもご持参ください。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告は3月31日(金)まで

平成28年分の「課税事業者」は、次の方々です。

・平成26年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者

・平成26年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成27年12月未までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

・前項に該当しない場合で、平成27年1月1日から平成27年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超える事業者

※消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額に関する付表(明細書)を添付する必要がありますのでご注意ください。(申告相談は、東金税務署で受けてください)

問 東金税務署

0475(52)3121

税務課課税班

(84)1212